

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【67】
2. 日時：令和4年1月26日 10時00分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、宇田川安全審査官、服部（靖）

安全審査専門職、山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与※

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他12名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電原開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（炉心、原子炉圧力容器及び原子炉内部構造物並びに原子炉本体の基礎の地震応答計算書、燃料集合体の耐震性についての計算書）について、令和4年1月13日及び20日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【炉心、原子炉圧力容器及び原子炉内部構造物並びに原子炉本体の基礎の地震応答計算書】

- 大型機器系の動的解析に用いる減衰定数について、どのように設定するか説明すること。
- 床応答曲線作成時における材料物性の不確かさの考慮の内容と、建物－機器連成解析における材料物性の不確かさの考慮の内容の差異について、考え方を説明すること。
- 「表2. 2. 2-5 主要設備の地震応答解析結果（比較ケース1，NS方向）」及び「表2. 2. 2-6 主要設備の地震応答解析結果（比較ケース1，EW方向）」に示されるガンマ線遮蔽壁基部のせん

断力の値について、設置変更許可時の説明資料から変更されている理由を説明すること。

- 「図2.2.2-7 ガンマ線遮蔽壁頂部（質点番号53）における床応答スペクトル（NS方向，基準地震動 S_s-D ，減衰定数1.0%）」及び「図2.2.2-8 ガンマ線遮蔽壁頂部（質点番号54）における床応答スペクトル（EW方向，基準地震動 S_s-D ，減衰定数1.0%）」について、NS方向とEW方向で床応答スペクトルが異なる理由を説明すること。

【燃料集合体の耐震性についての計算書】

- MARCの代わりにANSYSを用いることができる理由として、応力評価モデルが同一であり、入力条件も同等な設定が可能であるという説明をしているが、これらが同等であることをもってANSYSを用いることができるとする理由を詳細に説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし